

平成31年4月24日

保護者の皆さま

千葉経済大学附属高等学校
事務局 会計課

平成31年度（令和元年度）高等学校等就学支援金及び授業料減免申請について

本日各クラスで、2年生、3年生の生徒全員に就学支援金・授業料減免申請書類を配布いたしました。本年度より就学支援金等の審査に必要な保護者の住民税課税情報は、課税証明書等ではなくマイナンバーを提出し、県がマイナンバーから課税額を取得して審査する方式に変更されました。

これに伴い申請書類にもマイナンバーが記載されることから、個人情報保護のため、申請書類は昨年度までの会計課窓口への提出ではなく、提出用封筒に入れ封をした状態で、生徒がクラス担任の先生に提出するかたちとなります。

提出日：5月9日（木）

提出方法：提出用封筒を生徒がクラス担任に直接提出

担任の先生は、封がされた状態の提出用封筒でないとお預かりできませんので、書類の記入の仕方やマイナンバー関連のご不明点があれば、事前に事務局会計課（043-251-7221）までお問い合わせください。

また、3年生で就学支援金を申請しない場合も「申請しない」という意思確認のため、申請確認書（普通科ピンク・商業科イエロー・情報処理科ブルーの用紙）の提出は必要ですので、提出用封筒に入れて5月9日に提出してください。

2年生の場合は、今年就学支援金に当てはまらない場合でも、マイナンバーの登録は必要ですので、原則全員が申請書類の提出対象となります。

授業料減免については昨年度と同様、就学支援金を申請した方の課税額情報から、授業料減免にも当てはまる方を抽出して適用いたしますので、別途申請は必要ありません。

申請書類の郵送での提出や、提出日より前の提出は認めておりません。学校に郵便で届いてしまった場合や、事前に書類を窓口にお持ちいただいた場合も、お預かりできず返却となりますので、ご注意ください。

大型連休を挟み、提出日までの期間が大変短くなっております。

マイナンバーの確認には「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」いずれかのコピーがあれば問題ありませんが、どちらも紛失等でお手元にない場合、マイナンバーの入った住民票等の取得が必要ですので、申請書類に同封されている記入例や説明文書をよく読んで、提出日に遅れないよう書類の準備をお願いいたします。